

構外にわたる電線路の外部委託等に関する
「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正について（概要）

令和 2 年 9 月
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

1. 現状及び改正の経緯

電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、当該電気工作物の保安の監督をさせるため、主任技術者を選任することが義務付けられている。ただし、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の規定により、自家用電気工作物であって電圧7,000ボルト以下で受電する需要設備や電圧600ボルト以下の配電線路等については、一定の要件を満たし、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所管の産業保安監督部長）の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任せず、外部の法人又は個人に、保安の監督に係る業務を委託することができる（外部委託制度）。

近年、再生可能エネルギー発電所の普及に伴い、多様な発電設備や設置形態が増加し、特に構外にわたる高圧電線路の外部委託に係るニーズが急増している。こうした状況を踏まえ、第1回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ（令和2年7月10日）において、外部委託承認制度の対象設備の見直しについて審議した結果、構外にわたる電圧7,000ボルト以下の電線路のうち、一部については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（以下「内規」という。）において要件を明確化し、外部委託を認めることが妥当とされたことから、所要の改正を行うこととしたものである。

また、現行の内規においては、電気主任技術者の統括行為に係る要件が規定されているが、このうち、発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下「被統括事業場」という。）の規定については、一部の解釈が難解であるとの意見があることから、当該規定の解釈を明確化するものである。

2. 改正の内容

規則第52条第2項第1号から第3号までのいずれかの事業場に接続する電線路（電圧7,000ボルト以下で連系等をするもので、当該事業場から電力系統に連系するためのもの又は当該事業場から同一設置者が設置する他の電気工作物に接続するためのものに限る。）が当該事業場の構外にわたる場合にあつて、保安上支障がないと認められるものについては、当該事業場の一部として取り扱うこととする。なお、規則第52条の2第1号二及び第2号ハの算定方法等並びに規則第53条第2項第5号の頻度については、それぞれ平成15年経済産業省告示第249号第3条及び第4条に掲げる当該事業場の算定方法等及び点検頻度に準ずることとする。

また、被統括事業場について、発電所と同一設置者が設置する送電線路及び変電所を介して電力系統に接続し、それらの電気工作物を一体として運用する事業場等は1とみなすことができるものとする。

併せてその他形式的修正を行う。